

物資調達に関する協定

災害時における食料・物資の供給等に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）は、静岡市内に地震、風水害その他の災害による被害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合又は他の自治体が被災した場合であって、当該自治体から甲が必要な物資（日用品を含む。）、食料品及び飲料品（以下併せて「物資等」という。）の調達又はあっせんを要請された場合（以下これらを「災害時」という。）の物資等の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時において、乙による物資等の供給を必要とするときは、乙に対し、物資等の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、物資発注書（別紙第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに物資発注書を提出するものとする。

（物資等の供給等）

第2条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に物資等を供給するものとする。

2 乙が甲に供給する物資等の範囲は、甲から要請を受けた時点で乙が供給可能なものとする。ただし、乙は、乙の加盟店への商品供給等を理由として甲の要請を拒否し、又は物資の供給日時、種類、数量等を調整して供給することができる。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、第1条第1項の規定による要請を受けたときは、当該要請事項を実施するための措置をとるとともに、当該措置状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により、甲に提出するものとする。

（物資等の供給方法等）

第4条 物資等の供給場所及び供給日時は、甲が状況に応じて指定するものとし、当該供給場所までの物資等の運搬は、乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙が指定する者による運搬が困難な場合にあっては、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、前項の規定により指定した供給場所に職員を派遣し、物資等を確認の上引き取るものとする。

3 乙は、物資の供給が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

（1）供給日時

（2）供給場所

（3）物資等の種類及び数量

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が甲に物資等を供給するため、車両により当該物資等を運搬する際は、当該車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（経費の負担等）

第6条 乙が供給した物資等の対価及び運搬に係る経費は、甲が負担する。

2 前項に規定する経費の額は、物資等の対価については災害発生前における乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前においては供給時の乙の店舗での販売推奨価格とする。）とし、運搬に係る経費については災害発生前における適正価格（災害発生前においては供給時の適正価格とする。）を基準に算定する。

3 甲は、前項の規定により算定した額を乙からの請求後、速やかに乙に対して支払うものとする。（連絡責任者の選定等）

第7条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施体制を確保するため、各自の連絡責任者を選定するものとする。

2 前項の規定により、連絡責任者を選定した場合は、連絡責任者届（別紙第3号様式）により、

相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（その他）

第8条 乙は、乙の加盟店、配送業者その他の関係者に対し、最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるものとする。ただし、フランチャイズ契約等に係る制限から、履行させることが困難な事情がある場合にあっては、この限りでない。

（協議）

第9条 この協定について疑義を生じた事項又はこの協定に定めない事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。

（解除）

第10条 この協定を解除する場合は、甲、乙いずれか一方が解除日1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに、甲、乙いずれからも有効期間満了による終了の意思表示がないときは、この協定は1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

（旧協定の廃止）

第12条 平成14年11月29日付けで甲、乙間に締結した災害時における物資の供給に関する協定書は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 28 年 12 月 26 日

甲 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

乙 東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン
代表取締役 玉塚 元一

物資調達に関する協定

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

静岡市(以下「甲」という。)とイオンリテール株式会社中部カンパニー静岡事業部が所管する施設のうちイオン清水店及びイオンセントラルスクエア静岡(以下「乙」という。)は、甲の区域において災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の締結をもって、平成 18 年 11 月 7 日に静岡市とイオン株式会社中部カンパニー静岡事業部(現 イオンリテール株式会社中部カンパニー静岡事業部)との間で締結した協定については廃止する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第 1 条 甲は、災害時において、乙による応急生活物資の供給を必要とするときは、当該供給について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第 2 条 乙は、前条第 1 項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、取扱商品の優先供給に係る協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資の範囲)

第 3 条 第 1 条第 1 項の規定により甲が乙に要請することができる応急生活物資の範囲は、あらかじめ甲・乙協議して定めておくものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請があったときは、前項の規定による応急生活物資以外の物資の供給についても、可能な範囲において協力するものとする。

(応急生活物資の運搬)

第 4 条 応急生活物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙又は乙の指定する者が搬送するものとし、甲は職員を派遣して物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の搬送が困難な場合は、甲、乙協議の上で定めるものとする。

(費用)

第 5 条 第 2 条及び前条の規定により乙が供給した応急生活物資としての商品の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙による取扱商品の優先供給及び運搬の終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時の直前における適正価格を基準として、甲・乙協議の上決定するものとする。

(情報交換及び提供)

第 6 条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じて相互に提供しあうものとする。

(連絡窓口)

第 7 条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知するものとする。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30 日前までに解除の申入れをしなければならない。
(雑則)

第 9 条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲・乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲・乙記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 8 年 3 月 6 日

甲 静岡市葵区追手町 5 番 1 号
静岡市長 難波 喬司

乙 静岡市清水区上原一丁目 6 番 16 号
イオンリテール株式会社
中部カンパニー 静岡事業部
事業部長 森野 陽光

物資調達に関する協定

災害救助物資の供給等に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）に規定する地震・風水害その他の災害時の救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第 1 条 甲は、静岡市の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給、又は乙以外の者が保有する物資のあっせんを要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

（協力）

第 2 条 乙は、甲から前条第 1 項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第 3 条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達または製造可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがある場合、乙にて物資の調達の可否・日時・個数を決定することを甲は了承する。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第 4 条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙又は乙があっせんする者が行うものとする。ただし、乙又は乙があっせんする者が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（車両の通行）

第 5 条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（物資の代金等）

第 6 条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における仕入れ価格を基準として、甲と乙又は乙があっせんする者とは協議して決定するものとする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務の範疇を著しく超えると認められる場合は、甲が負担するものとする。

（供給可能数量等の報告）

第 7 条 乙は、この協定の締結後速やかに、指定物資のうち別に甲が指定する物資の供給可能数量及び災害時の緊急連絡先について、甲に報告するものとする。供給可能数量又は緊急連絡先を変更した場合も、同様とする。

（協議）

第 8 条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、有効期間満了

日までに、甲、乙双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

（解除）

第 1 0 条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日 1 カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 2 4 年 1 月 1 7 日

甲 静岡県静岡市葵区追手町 5 番 1 号
静岡市長 田 辺 信 宏

乙 東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 上 田 準 二

物資調達に関する協定

災害時における支援協力に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）とマックスバリュ東海株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、現に保有し、又は調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次に掲げるもののうち、乙が現に保有し、又は調達可能な物資とする。

- （１） 別表に掲げる物資
- （２） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条各号に掲げる物資の供給を受けようとするときは、品目、数量、納入場所等を明示した文書で、乙の本社総務部に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行い、事後速やかに文書により要請内容を乙に通知するものとする。

（要請に基づく措置）

第6条 第2条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を物資供給実施状況報告書にて甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第7条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣して調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし、乙の搬送が困難な場合は、甲、乙協議の上で定めるものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

- 2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第9条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（情報交換及び提供）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。

- 2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じて相互に提供し合うものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定に関して相互部署を定め、連絡責任者を選任した場合及びそれを変更した場合には、相互に通知するものとする。

（協定の期間と効力）

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。

- 2 有効期間満了の日の前1箇月までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

（協議）

第13条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年4月9日

甲：静岡県静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

乙：静岡県駿東郡長泉町下長窪303-1
マックスバリュ東海株式会社
代表取締役社長 寺 嶋 晋

物資調達に関する協定

変 更 協 定 書

災害救助に必要な物資の調達に関する協定

静岡市（以下「甲」という。）と株式会社静鉄ストア（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、風水害その他の災害が生じた場合における避難者の生活支援に必要な物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第 1 条 甲は、災害時において、乙による物資の供給を必要とするときは、当該供給について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第 2 条 乙は、甲から前条第 1 項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第 3 条 甲が乙に供給を要請する物資等は、次に掲げるもののうち、乙が保有し、又は調達することが可能な物資とする。

（１）別表に掲げる物資

（２）前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第 4 条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定し、乙が運搬するものとし、甲は、その職員により確認の上、これを引き取るものとする。ただし、乙が運搬することが困難である場合は、甲、乙協議して処理する。

（費用の負担）

第 5 条 乙が供給した物資の対価及びその運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する物資の対価は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、第 1 項の規定により負担すべき対価又は費用について請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（情報交換及び提供）

第 6 条 甲及び乙は、この協定の施行が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害に備えるものとする。

（協議）

第 7 条 この協定について疑義を生じた事項又はこの協定に定めない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の期間と効力）

第 8 条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに、甲、乙いずれからも解除の意思表示がないときは、1 年間延長されたものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。
平成 2 5 年 8 月 2 7 日

甲 静岡市葵区追手町 5 番 1 号
静岡市長 田 辺 信 宏

乙 静岡市葵区古庄二丁目 16 番 6 号
株式会社静鉄ストア
取締役社長 竹 田 昭 男

平成 25 年 8 月 27 日付け静岡市と株式会社静鉄ストアとの間に締結した災害救助に必要な物資の調達に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

記

1 原協定第 4 条を次のように改める。

（物資の引渡し）

第 4 条 物資の引渡しは、甲又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、引渡しの場合、日時及び運搬方法については、甲、乙協議の上定めるものとする。

2 甲は、該当場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、要請にかかる物資の品目、数量を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

2 この変更協定は、令和 5 年 10 月 10 日から適用する。

この変更協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、両者記名押印の上各自 1 通を保有する。
令和 5 年 10 月 10 日

静岡市葵区追手町 5 番 1 号
静岡市長 難波 喬司

静岡市葵区末広町 95 番地
株式会社 静鉄ストア
取締役社長 森下 登志美

物資調達に関する協定

災害救助に必要な物資の調達に関する協定

静岡市（以下「甲」という。）と株式会社エンチャー（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、風水害その他の災害が生じた場合における避難者の生活支援に必要な物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第 1 条 甲は、災害時において、乙による物資の供給を必要とするときは、当該供給について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第 2 条 乙は、甲から前条第 1 項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第 3 条 甲が乙に供給を要請する物資等は、次に掲げるもののうち、乙が保有し、又は調達することが可能な物資とする。

（１）別表に掲げる物資

（２）前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第 4 条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定し、乙が運搬するものとし、甲は、その職員により確認の上、これを引き取るものとする。ただし、乙が運搬することが困難である場合は、甲、乙協議して処理する。

（費用の負担）

第 5 条 乙が供給した物資の対価及びその運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する物資の対価は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、第 1 項の規定により負担すべき対価又は費用について請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（情報交換及び提供）

第 6 条 甲及び乙は、この協定の施行が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害に備えるものとする。

（協議）

第 7 条 この協定について疑義を生じた事項又はこの協定に定めない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の期間と効力）

第 8 条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに、甲、乙いずれからも解除の意思表示がないときは、1 年間延長されたものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。
平成 2 5 年 9 月 3 日

甲 静岡市葵区追手町 5 番 1 号
静岡市長 田 辺 信 宏
乙 富士市中央町二丁目 12 番 12 号
株式会社エンチャー
代表取締役 遠 藤 健 夫

物資調達に関する協定

災害時における物資（福祉用具）の調達及び供給に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、静岡市内に大規模な地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における物資（福祉用具）の調達及び供給に関して、次のとおり協定する。

（協力の要請）

第 1 条 甲は、災害時において、緊急に物資の確保を図る必要があるときは、乙に対してその保有する物資の供給について協力を要請することができる。

（要請手続）

第 2 条 甲が乙に要請するときは、次の各号に掲げる事項を明示した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（ 1 ） 要請する物資の名称及びその数量

（ 2 ） 物資の輸送場所

（ 3 ） その他必要な事項

（協力の実施）

第 3 条 乙は、甲から物資の供給要請を受けたときは、優先的に物資を供給するものとする。

（引渡し）

第 4 条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとし、当該場所において、甲が物資を確認の上、これを引き取るものとする。

（報告）

第 5 条 乙は、協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を明示した文書により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等により甲に報告し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（ 1 ） 提供した物資の名称及びその数量

（ 2 ） 物資を提供した場所

（ 3 ） その他必要な事項

（物資の価格）

第 6 条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害の負担）

第 7 条 この協定に基づく協力の実施に当たり損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定める。

（費用の請求）

第 8 条 乙は、協力に要した費用について、第 5 条の規定による文書の提出後、甲にこれを請求するものとする。

（費用の支払）

第 9 条 甲は、前条の規定による請求があったときは、速やかにこれを支払うものとする。

（連絡責任者等）

第 10 条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、事前に連絡責任者を定め、これを互いに通知しておくものとする。

2 この協定に基づく乙の業務については、社団法人日本福祉用具供給協会東海北陸支部において行うものとする。

（情報交換）

第 11 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第 12 条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間満了の前 1 か月までに、甲又は乙から何らかの意思表示のないときは、当該有効

期間満了の日の翌日から更に 1 年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。（疑義等の決定）

第 13 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じて、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 2 5 年 4 月 1 6 日

甲 静岡市葵区追手町 5 番 1 号
静岡市長 田 辺 信 宏

乙 東京都港区浜松町二丁目 7 番 1 5 号
一般社団法人日本福祉用具供給協会
理事長 山 下 一 平

物資調達に関する協定

災害時における量の提供に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と「５日で 5000 枚の約束。」プロジェクト実行委員会 事務局長 前田敏康（以下「乙」という。）は、静岡市内に地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生するおそれがあるが場合（以下「災害時」という。）に必要な量の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙が甲に対して行う災害時における量の提供について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時において、避難所の設営その他の甲が行う災害対応のために、乙による量の提供を必要とするときは、乙に対し、量の提供を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施）

第 3 条 乙は、前条第 1 項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に量を提供するものとする。

2 乙が甲に提供する量は、乙が甲から要請を受けた時点で乙が提供可能なものとする。

3 乙は、甲が指定する引渡場所まで量を運搬するものとし、甲はその運搬に協力するものとする。

4 乙は、前項の規定により量を運搬したときは、甲に対し、その完了について文書により報告するものとする。

5 提供された量は返却を要しないものとし、使用を終えた量の処分は、甲がその負担において行うものとする。この場合においては、第三者への譲渡等の転用を妨げない。

（費用負担）

第 4 条 量及び量の運搬に係る費用は、乙が負担するものとする。

（情報交換）

第 5 条 甲及び乙は、この協定が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行うものとする。

（有効期間）

第 6 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲、乙いずれからも解除の意思表示がないときは、この協定は 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

（定めのない事項の処理）

第 7 条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項について、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 8 月 18 日

甲 静岡県葵区追手町 5 番 1 号
静岡市長 田辺 信宏

神戸市兵庫区永沢町 3 丁目 8 番 8 号
乙 「５日で 5000 枚の約束。」プロジェクト実行委員会
事務局長 前田 敏康

災害時における量の提供に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県量適格組合連合会 会長 小杉真弘（以下「乙」という。）は、静岡市内に地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急復旧に必要な量の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第 1 条 甲は、災害時に、乙に対し、量の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第 2 条 前条の規定による要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（量の運搬等）

第 3 条 甲は第 1 条の規定による要請をした場合は、量の集積場所及び運搬経路を指定するものとする。

2 乙は、甲が指定した集積場所まで量の運搬を行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合にあつては、甲、乙協議の上、定めるものとする。

3 甲は、前項の規定により指定した集積場所に職員を派遣し、量を確認の上引取るものとする。

（対価等）

第 4 条 量の対価及び当該量の運搬等に係る費用（以下これらを「対価等」という。）の負担区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（１）甲が設置する避難所に量を設置する場合の量の対価 乙の負担

（２）前号に規定する避難所以外の場所に量を設置する場合の量の対価 甲の負担

（３）量の運搬等に係る費用 甲の負担

2 前項に規定する対価等は、集積場所への運搬終了後、災害発生前における適正な価格（災害発生前の要請にあつては、要請時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（対価等の支払い）

第 5 条 乙は、前条第 1 項の規定により甲が負担する対価等について、集積場所への運搬終了後、請求するものとし、甲は当該請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

（情報交換）

第 6 条 甲及び乙は、この協定に基づく量の供給等が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害に備えるものとする。

（定めのない事項の処理）

第 7 条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。

（有効期間）

第 8 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに、甲、乙いずれからも解除の意思表示がないときは、この協定は 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 8 年 1 2 月 5 日

甲 静岡県葵区追手町 5 番 1 号
静岡市長 田辺 信宏

静岡市葵区神明町 1 1 0 番地
乙 静岡県量適格組合連合会
会 長 小杉 真弘

物資調達に関する協定

災害時における物資拠点の開設等に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）、静岡市（以下「乙」という。）及び公益財団法人静岡産業振興協会（以下「丙」という。）は、静岡市の区域内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）に、甲及び乙が救援物資その他緊急を要する物資（以下「災害救助用物資等」という。）の荷捌き及び輸送等に係る作業の拠点（以下「物資拠点」という。）として丙の施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条 この協定は、甲及び乙が丙の施設を物資拠点として使用するために必要となる事項を定めることにより、災害時における災害救助用物資等の荷捌き及び輸送等に係る作業を円滑に行うことを目的とする。

（開設）
第2条 甲及び乙は、災害時において物資拠点を設置する必要があると認めるときは、丙に対し、次に掲げる施設の使用許可を要請することができる。

施設名	所在地
ツインメッセ静岡	静岡市駿河区曲金三丁目1番10号

2 前項の規定による要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するとき、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。
3 丙は、第1項の規定による要請を受けた場合は、甲及び乙に対し災害により生じた施設の被害状況その他必要な情報を報告するとともに、施設の使用について他の使用者に優先して許可するものとする。
（開設期間等）

第3条 物資拠点の開設期間は、原則として30日以内とする。ただし、必要により、甲、乙及び丙協議の上、期間を延長することができるものとする。

2 物資拠点における作業可能時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、災害による被害又は交通事情等の影響により、作業に遅延が発生した場合その他特別の理由がある場合にあっては、時間外においても作業を行うことができるものとする。
（運営）

第4条 甲及び乙は、物資拠点において荷捌き及び輸送等に係る作業を協働で行うものとする。
2 甲及び乙は、物資拠点の運営に当たり、管理責任者となる職員を定め、セキュリティ対策を含め、適切な運営を行うものとする。この場合において、甲及び乙は、定期的に丙に対して現状報告等を行い、丙との情報共有を図るものとする。
3 甲及び乙は、施設管理その他物資拠点の運営に必要な事項について、丙に協力を要請することができるものとする。
（閉鎖）

第5条 甲及び乙は、物資拠点を閉鎖したときは、直ちに使用した施設を原状に回復しなければならない。
（使用料の額）

第6条 甲及び乙が負担する施設の使用料の額は、丙が定める使用料その他の料金を基準として、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。
（使用料の請求）

第7条 丙は、前条に規定する使用料について、各月の使用が完了した後、当該月分として乙に請求するものとする。
（使用料の支払）

第8条 乙は、前条の規定による請求があった場合は、速やかに丙に対し当該請求に係る額を支払うものとする。

2 乙は、前条の規定による支払が完了したときは、甲、乙協議の上、甲が負担すべき使用料に相当する額を決定し、当該額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があった場合は、速やかに乙に対し当該請求に係る額を支払うものとする。
（損害賠償）

第9条 この協定に基づく物資拠点の開設に伴い、災害時において現に丙の許可を受けて施設を使用する者（災害時前からの施設の予約者を含む。）との間に施設の貸借に関する損害賠償その他の問題が生じた場合には、甲、乙及び丙は、協力してその解決に努めるものとする。
（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成29年3月31日とする。ただし、有効期間の満了の日の1月前までに甲、乙、丙いずれからも意思表示がないときは、この協定は1年間延長されたものとし、以後も同様に扱うものとする。
（定めのない事項等の処理）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙協議の上処理するものとする。

この協定の締結を証するため本書を3通作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年1月6日

甲 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

乙 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

丙 静岡市駿河区曲金三丁目1番10号
公益財団法人静岡産業振興協会
理事長 榊原 達哉

物資調達に関する協定

緊急物資集積所の開設等に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡市物流団地協同組合（以下「乙」という。）は、静岡市の区域内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）に、甲が救援物資その他緊急を要する物資の受入れを行う場所（以下「緊急物資集積所」という。）として乙の施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の施設を緊急物資集積所として使用するに当たり必要な事項を定めることにより、緊急物資の受入れを円滑に行うことを目的とする。

（緊急物資集積所の開設）

第2条 甲は、災害時において緊急物資集積所を設置する必要があると認めるときは、乙に対し、次の施設内の場所の提供を要請することができる。

施 設 名	所 在 地
静岡市物流団地	静岡市駿河区宇津ノ谷914番地の6

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話その他の方法により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、災害により施設に生じた被害の状況その他必要な情報を甲に報告するとともに、場所の提供を行うものとする。

4 乙は、緊急物資集積所の管理及び運営に関して必要となる施錠管理等の協力を行うものとする。（緊急物資集積所の開設期間等）

第3条 緊急物資集積所の開設期間は、その目的の達成のため必要最小限の範囲で甲、乙協議の上定めるものとする。

2 緊急物資集積所の使用時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、交通事情等の影響により災害救助用物資等の受入れの遅延が発生した場合その他特別の理由があるときは、時間外においても荷役作業を行うことができるものとする。

（緊急物資集積所の運営）

第4条 甲は、緊急物資集積所において災害救助用物資等の受入れ、仕分け、在庫管理、払出しを行うものとする。

2 甲は、緊急物資集積所の運営に当たり、管理責任者となる職員を定め、セキュリティ対策を含め、適切な運営を行うものとする。この場合において、甲は、定期的に乙に対して現状報告を行うなど、乙との情報の共有を図るものとする。

3 甲は、施設管理その他緊急物資集積所の運営に必要な事項について、乙に協力を要請することができるものとする。

（閉鎖）

第5条 甲は、緊急物資集積所を閉鎖するとき、施設を原状回復させた上で乙に引き渡すものとする。

（経費等）

第6条 この協定に基づく乙の施設の使用に関し甲が負担すべき施設の使用料の額は、乙が定める使用料及びその他の料金表を基準として、甲、乙協議の上定めるものとする。

（経費等の請求）

第7条 乙は、緊急物資集積所の閉鎖の後、速やかに前条の規定による使用料を甲に請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定による請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から相手方に対し、書面により解除の意思表示をしない限り、期間満了の日から1年

間延長するものとし、以後も同様に扱うものとする。

（雑則）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年3月9日

甲 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

乙 静岡市駿河区宇津ノ谷914番地の6
静岡市物流団地協同組合
代表理事 杉山 節雄

物資調達に関する協定

災害時における資機材のリースに関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会静岡支部（以下「乙」という。）は、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請等）

第1条 甲は、静岡市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材の供給を必要とするときは、乙に対し資機材の提供を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

3 甲は、静岡市外の災害等について、国又は甲以外の地方公共団体（以下「国等」という。）から資機材の供給のあっせんを要請されたときは、乙に対して、当該国等への資機材の提供を依頼することができる。

（協力の内容）

第2条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を供給するものとする。

2 乙は、前項の規定により資機材の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。

（提供資機材）

第3条 乙が甲に提供する資機材は、別表に掲げるもののうち、乙が甲から要請を受けた時点で乙が提供可能なものとする。

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において、災害時に提供可能な資機材の見込数量を報告するものとする。

（資機材の運搬及び引渡し）

第4条 甲は、要請した資機材の引渡場所を指定し、当該引渡場所までの資機材の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、この限りでない。

2 前項の規定による資機材の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。

3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が資機材を運搬し、及び提供する場合には、当該資機材の運搬に使用する車両が緊急車両又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が提供した資機材のレンタル料及び運搬等に係る費用は、甲が負担する。ただし、第1条第3項の規定による甲の依頼を受けて乙が国等に資機材を提供したときは、この限りでない。

2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

3 乙は、前項の規定による第1項の費用の決定後に当該費用を甲に請求するものとする。

（資料の交換及び情報交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料その他甲及び乙が必要と認める資料を随時交換するものとする。

（協定の効力）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後の期間満了についても同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協

議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所持する。

平成25年11月14日

甲 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田 辺 信 宏

乙 静岡市駿河区宮竹一丁目14番14号
一般社団法人 日本建設機械レンタル協会静岡支部
支部長 田 島 潤 一